

山梨県公報

第五百七十三号

令和七年

六月二十三日

月 曜 日

目次

告 示

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(二件)……………	三二五
○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………	三二六
○保安林の指定の予定(五件)……………	三二六
○道路の供用開始(四件)……………	三二八
○県営住宅使用料等の収納事務の委託……………	三二九
公 告	
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………	三二九
○公共測量の実施……………	三三〇
公安委員会	
○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	三三〇
○一般競争入札について……………	三四一
そ の 他	
○山梨県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示……………	三四二

告 示

山梨県告示第百九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年六月二十三日

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
- | | | |
|-------|-----|-------|
| 山梨県知事 | 長 崎 | 幸 太 郎 |
|-------|-----|-------|

名称	所在地

地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号日 本橋日銀通りビル五階
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二十七号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十 一番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパ ン	東京都千代田区二番町八番地八
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六 十五番の一
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五ー一
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一ー十一ー二

- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 県税(法人二税等(法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び特別法人事業税)、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、自動車税種別割及び鉤区税に係る本税、延滞金並びに加算金)に係る徴収金
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 コンビニエンスストア収納

山梨県告示第百九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年六月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会 甲府市北新一丁目二番十二号
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入及び歳出 山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る償還金及び貸付金
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 銀行振込、口座振込及び現金

山梨県告示第百九十三号

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二条第三項の規定により附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県クリーニング師試験委員会	一 試験方針の決定 二 試験問題の作成 三 可否の検討	十人以内	一 衛生法規や公衆衛生に関する知識を有する県の職員 二 繊維やクリーニング技術について専門的な知識を有する県の職員 三 繊維の鑑別に關する技能を有する県の職員 四 クリーニング師の免許を受け、かつ、ワイシャツのアイロン仕上げに	令和七年七月十八日から令和八年三月三十一日まで	福祉保健部衛生業務課

関する技能を有している者で、山梨県クリーニング生
活衛生同業組合の
推薦するもの

山梨県告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年六月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 保安林の所在場所 都留市鹿留字天神ノ上三五一一から三五一四まで、三五一五の一、三五二一、三五二六の内一から三五二六の内四まで、三五四九、三五五一から三五九六まで

- 二 指定の目的 土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天神ノ上三五二六の内一から三五二六の内四まで・三五四九・三五五一から三五五六まで・三五五八・三五六二・三五六四から三五六七まで（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年六月二十三日

一 保安林の所在場所 大月市賑岡町奥山字金場一三八八・一三九三の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一三六六、一三六六の二、一三七一、一三七二、一三八六、一三八七、一三八九の一、一三九二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字金場一三八七・一三八八・一三九三の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年六月二十三日

一 保安林の所在場所 大月市賑岡町奥山字中村二五〇の二、二五一の一、二五二の二、四八〇の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中村四八〇の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年六月二十三日

一 保安林の所在場所 大月市初狩町中初狩字阿曹沢一六二七、一六二八、一六二九の一、一六三三、一六三五から一六三七まで、一六四三、一七〇四

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字阿曹沢一六二九の一・一六三五から一六三七まで・一七〇四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年六月二十三日

一 保安林の所在場所 北都留郡小菅村字山沢入三六八四(次の図に示す部分に限る。)、字井戸入一七四九の一、一七五二の二、一七六九の一、字山沢入三六八五、三六八六

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井戸入一七四九の一・一七五二の二・一七六九の一・字山沢入三六八四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和七年七月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甘利山公園線	斐崎市大草町若尾字竹ノ下 四九八番一地先から 斐崎市大草町若尾字竹ノ下 四三一番一地先まで	一三六・〇	令和七年六月二十三日

山梨県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和七年七月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士河口湖富士線	南都留郡鳴沢村字富士山八 五四五番一地先から 南都留郡鳴沢村字富士山八 五四五番一地先まで	二二三・〇	令和七年六月二十七日

山梨県告示第百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和七年七月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	上野原市鶴島字田代三一五 七番三地先から 上野原市鶴島字田代三一五 七番三地先まで	六〇・〇	令和七年七月一日

山梨県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和七年七月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の 種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市篠原字八幡前二二番 三地先から 甲斐市篠原字八幡前二二番 三地先まで	五・二	令和七年六 月二十五日

山梨県告示第二百三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和七年六月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した県営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料及び駐車場使用料（以下「県営住宅使用料等」という。）に関する収納情報の取りまとめ	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した県営住宅使用料等を県の歳入とするための収納情報の処理	同
東京都千代田区二番町八番地八	直営店舗及び加盟店舗	同

株式会社セブニーイレブン・ジャパン
における県営住宅使用料等の収納事務

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社	同	同
東京都港区芝浦三丁目一番地二十一号 株式会社ファミリーマート	同	同
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン	同	同
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社	同	同
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポブラ	同	同
北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート	同	同
東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス	同	同

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により都留市

から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年六月二十三日

- 山梨県知事 長崎 幸太郎
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ウエルシア都留店 山梨県都留市上谷六―十三―一
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和七年二月十日
- 四 意見の概要 騒音対策の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和七年七月二十三日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年六月二十三日

- 山梨県知事 長崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 二 測量の地域 南アルプス市の一部
- 三 測量の期間 令和七年六月二十五日から令和八年三月三十一日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十三日

- 山梨県公安委員会 委員長 飯室 元 邦
- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- 山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号中「自動車検査証記録事項が記載された書面の写し」を「自動車

検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

第六条第一項第十号サ中「基づく」の下に「自動車検査証又は」を加え、同号に次のように加える。

- セ 保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、緊急に訪問し、看護を行うため使用中の車両

第六条第十一号オを次のように改める。

オ 小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について（平成六年十二月一日付け、厚生省児童家庭局長通知第千三十三号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号）第十四表中の色素性乾皮症に限る。）

第六条第二項中「駐車禁止除外指定申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、同条第三項第一号ア中「係る」の下に「自動車検査証の写し又は」を加え、同号中イを削り、ウをイとし、同項第二号中「車両」を「者」に改め、同号イを次のように改める。

- イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

第六条に次の二項を加える。

五 指定車標章等の交付を受けた者は、当該指定車標章等を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第九の三の二の除外標章再交付申請書により公安委員会に指定者標章等の再交付を申請することができる。

六 指定車標章等の交付を受けた者は、当該指定車標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第九の三の三の除外標章記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該指定車標章等に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第六条の三第一項第四号中「禁止されていない」を「禁止されていない」に、「およそ不可能」を「困難」に改め、同号ア中「又は」を「若しくは」に、「積卸し」を「積卸し又は身体障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第二項中「及び法第四十九条の七第二項」を削り、同項第四号中「禁止されていない」を「禁止されていない」に、「およそ不可能」を「困難」に改め、同号ア中「又は」を「若しくは」に、「積卸し」を「積卸し又は身体障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第七項後段を次のように改め、同項を同条第八項とする。

この場合において、同条中「除外標章等」とあるのは「駐車許可証」と、同条第三項中「返納」とあるのは「廃棄」と読み替えるものとする。

第六条の三第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とする。

第六条の三第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

第六条の三第四項第一号中「名称」の下に「、道路状況」を加え、同項第三号中「車両の」の下に「自動車検査証の写し又は」を加え、同項第四号を削り、同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

四 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、山梨県内の複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。

第六条の三に次の二項を加える。

九 第七項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第十の二の駐車許可証再交付申請書により署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

十 第七項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第十の三の駐車許可証記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、署長に提出しなければならない。

第六条の四中「第六条の三の三」を「第六条の三の五」に改める。

別記様式第八から別記様式第九の二までの規定中「第75条の8」を「第75条の8第1項」に改め、「第47条」の次に「及び第49条の3第3項」を加え、「下さい」を「へいさい」に改める。

別記様式第九の三を次のように改める。

別記様式第九の三の次に次の二様式を加える。

除外標章再交付申請書	
公安委員会 殿	
年 月 日	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9の3の3（第6条関係）

除外標章記載事項変更届	
公安委員会 殿	
年 月 日	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十を次のように改める。

駐車許可申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）

申請者 氏名（名称）

電話

番 号 標 に 表 示
さ れ て い る 番 号

許 可 を 受 け よ う と
す る 日 時 期 間

許 可 を 受 け よ う と
す る 場 所

許 可 を 受 け よ う と
す る 理 由

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件

年 月 日

警 察 署 長 印

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式十の次に次の二様式を加える。

別記様式第10の2（第6条の3関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所（所在地）	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所（所在地）	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年六月二十三日

山梨県警察本部長 仲 村 健 二

一 一般競争入札に付する事項

- 1 役務の名称及び数量 交通安全施設モバイル回線 一式
- 2 役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日まで
- 4 履行場所 甲府市中央五丁目一番三十二号 瑞泉寺入口交差点ほか百五十七箇所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部交通規制課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第六百六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）
- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を

営んでいない者

- 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- 3 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和七年山梨県告示第四十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部交通部交通規制課管制第二係 電話〇五五―二二―一〇一〇

- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和七年七月十一日（金）までの山梨県の休日（これを定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四の1の交付場所において交付する。

- 3 入札説明会 実施しない。

- 4 入札及び開札の日時及び場所 令和七年八月四日（月）午後二時 山梨県警察本部交通部交通規制課交通管制センター試験室

- 5 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和七年八月一日（金）午後四時までに山梨県警察本部交通部交通規制課管制第二係（郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 8 落札者の決定方法 この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和七年七月十一日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四の1の場所に直接持参し、又は郵便若しくは信書便により提出しこの入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- 5 契約書作成の要 要
- 6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。
- 7 その他
- (一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部交通規制課 電話〇五五―二二一―〇一一〇
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the services to be required: Mobile Line contract for traffic safety facilities. 1 Set
- 2 Date and time for tender: 2:00PM August 4, 2025
- 3 Bureau in charge: Traffic Regulation Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110

そ の 他

山梨県内水面漁場管理委員会告示第一号
山梨県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和七年六月二十三日

山梨県内水面漁場管理委員会
会 長 宮 崎 淳 一

山梨県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術に関する規程の一部を改正する告示

山梨県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術に関する規程（平成十七年山梨県内水面漁場管理委員会告示第三一二号）の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「情報通信技術利用条例」という。」を削り、「第六条」を「第七条」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。